

(健Ⅱ320F)

令和3年9月16日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 菫 敏

ファイザー社ワクチン第15-2クールの新型コロナワクチン等の配分等について

今般、厚生労働省より、ファイザー社ワクチン第15-2クール（10月4日の週に配送予定の計2,000箱。V-SYS上の名称は「PF15-2」）について、別紙1のとおり、都道府県への割当量を確定した旨、各都道府県衛生主管部（局）宛て別添の事務連絡がありましたのでご連絡申し上げます。概要は下記の通りです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会および関係医療機関に対する情報提供についてご高配のほどお願い申し上げます。

記

ワクチンの割当ての考え方について（詳細は別紙2参照）

以下の①、②を都道府県別に合計した数から、各都道府県の接種状況を踏まえ一定数を減じた上で、箱数に換算し端数を切り上げたものを、第15-2クールの配分量とする。

①高齢者の1回目の接種率が8割を超えた都道府県における、8割を超えた部分の高齢者への接種回数に応じて、計算された配分量

②第13クールの割当量が第12クールより2割以上減少し、「配分されたワクチンの接種可能回数」が12歳以上人口に2回接種できる量の9割未満となる都道府県に対して、当該2割を超えて減少した数の半数に相当する量※ただし、「配分されたワクチンの接種可能回数」との合計回数が9割を上限とする

参考：

「ファイザー社ワクチン第13・第14・第15クールの配分等について」令和3年8月6日付（健Ⅱ249F）

「ファイザー社ワクチン第14クール及び第15クールに係る基本枠及び調整枠の配分スケジュール等について」令和3年8月19日（健Ⅱ267F）

「ファイザー社ワクチン第14-2クールの新型コロナワクチン等の配分等について」令和3年8月30日（健Ⅱ293F）

事務連絡
令和3年9月10日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

ファイザー社ワクチン第15-2クルールの
新型コロナワクチン等の配分等について

ファイザー社ワクチン第15-2クール（新型コロナウイルス感染症に係る予防接種のためのワクチン等の配分で10月4日の週に配送予定の計2,000箱。ワクチン接種円滑化システム（以下「V-SYS」という。）上の名称は「PF15-2」）について、別紙1のとおり、都道府県へのファイザー社ワクチン等の割当量を確定したことから、下記の点について、ご対応・ご承知おきいただくようお願いいたします。

記

1 ワクチンの割当ての考え方について

（1）基本的な考え方

第15-2クール（2,000箱）では、各都道府県の接種状況を踏まえつつ、第14-2クール（1,557箱）と同様の考え方で、

- ① 高齢者の接種率が8割を超えた部分の接種回数に応じた配分を行います。これを踏まえ、高齢者以外の一般接種を円滑に実施するために必要な調整を行っていただくようお願いいたします。また、
- ② 第13クルールの割当量が第12クールより2割以上減少した都道府県には、多くのワクチンを配分した都道府県を除き、調整力を補う観点から一定量を配分します。

なお、9月から10月上旬の3クール（第13クール、第14クール及び第15クール）では、各都道府県で12歳以上人口の8割に2回接種できる量を配分するに当たっては、8月1日までに配分したモデルナ社ワクチンのみを考慮しています。

これに、

- ・ すでにお示しした第14-2クール（1,557箱）

- ・ 今般お示しする第 15-2 クール (2,000 箱)
 - ・ 武田／モデルナ社ワクチンの 10 月 10 日までの大規模接種会場への配送量及び 9 月 5 日までの職域接種会場への配送量
- を加えると、全国の対象人口のおよそ 9 割にのぼるワクチンを配分することになります。

(2) 第 15-2 クールの配分

第 15-2 クールでは、調整枠として 2,000 箱を別紙 1 のとおり、各都道府県に割り当てます。具体的な配分の考え方は、別紙 2 のとおりです。

2 ワクチンの割当て作業について

別紙 3 のとおり、都道府県は 9 月 14 日 (火) 15 時まで、市町村は 9 月 16 日 (木) 12 時までの間に作業を進めていただくようお願いします。一カ所でも遅れると、全国の配送にも影響を与えますので、期限内に作業を終えていただくようご協力をお願いいたします。

なお、都道府県から市町村への配分を行う際には、V-SYS の初期値 (デフォルト値) として、

- ・ 都道府県庁の所在する市町村に各都道府県に割り当てる箱数
- ・ それ以外の市町村にはゼロ

があらかじめ V-SYS 上に入力されています。市町村への割当量の変更が必要となるため、手動での修正をお願いいたします。

3 都道府県へのお願い

市町村への割当てに当たっては、接種完了に向けてワクチンを無駄なく活用するとともに、特に現在地域によって予約が取りにくい状況を早急に解消するため、接種の実態に合わせて市町村間のワクチンの偏在が是正されるよう、以下に取り組むようお願いいたします。

- ① 管内市町村における接種状況や未接種ワクチンの量等を把握し、管内市町村間の偏在調整に取り組むこと
- ② 予約が取りづらい市町村がある場合には、国から配分しているワクチンを可能な限り活用して、当該市町村と連携して予約枠の最大限の増加に取り組むこと
- ③ 管内市町村の予約枠の差異が埋まらない場合、予約が取りづらい市町村の住民が他の市町村での接種が可能となるよう取り組むこと

今後、接種完了に向けて、未接種のワクチンの量等について、ご報告いただく予定であり、詳細は追ってお知らせいたします。

ファイザー社ワクチン第15-2クールの分配量（2,000箱分）について 別紙 1

ファイザー社ワクチン第15-2クール（2,000箱）の各都道府県の割り当ての考え方

- ・ 高齢者の接種率が8割を超える部分の接種回数等に応じた配分を行うことにより、都道府県が、高齢者以外の一般接種を円滑に実施するため必要な調整を行えるようにする観点から、
 - (1) 各都道府県の高齢者の1回目接種率が8割を超える部分の接種回数に応じて都道府県ごとに按分。
 - (2) 第13クールの割当量が第12クールよりも2割以上減少した都道府県に対して、2割を超えて減少した量の半分に相当する量を配分。ただし、(2)を割り当てることにより、10/4週の配送分までのファイザー社ワクチン及びモデルナ社ワクチンの分配実績及び配送計画量（職域分の9/6週以降の配送計画量は除く。）の合計が12歳以上人口が2回接種できる量の9割以上となる分に相当する量を除く。
- ・ 上記(1)と(2)を合算した上で、各都道府県の接種状況を踏まえ一定数を減じた量に相当する箱数を、都道府県別に分配。

No	都道府県	第15-2クールの分配量 (箱数)
0	全国	2000
1	北海道	20
2	青森県	26
3	岩手県	28
4	宮城県	45
5	秋田県	23
6	山形県	46
7	福島県	47
8	茨城県	53
9	栃木県	4
10	群馬県	5
11	埼玉県	112
12	千葉県	100
13	東京都	136
14	神奈川県	120
15	新潟県	54
16	富山県	25
17	石川県	22
18	福井県	15
19	山梨県	10
20	長野県	45
21	岐阜県	56
22	静岡県	30
23	愛知県	124

No	都道府県	第15-2クールの分配量 (箱数)
24	三重県	35
25	滋賀県	0
26	京都府	35
27	大阪府	98
28	兵庫県	93
29	奈良県	19
30	和歌山県	32
31	鳥取県	18
32	島根県	15
33	岡山県	48
34	広島県	48
35	山口県	28
36	徳島県	19
37	香川県	17
38	愛媛県	26
39	高知県	16
40	福岡県	85
41	佐賀県	37
42	長崎県	31
43	熊本県	54
44	大分県	25
45	宮崎県	20
46	鹿児島県	44
47	沖縄県	11

第 15-2 クールの配分の考え方

高齢者の1回目接種率に応じて分配するもの（以下の（ア））と調整力を補う観点から分配するもの（以下の（イ））を都道府県別に合計した数から、各都道府県の接種状況を踏まえ一定数を減じた上で、箱数に換算し端数を切り上げたものを、第 15-2 クールの配分量とします。

（ア）高齢者の1回目接種率に応じて割り当てます。具体的には、

- ① 令和3年9月5日までにVRSに入力されている65歳以上の高齢者の1回目接種数（ファイザー社以外のワクチンを含む。）を都道府県別に出力します。
- ② 住民基本台帳年齢階級別人口（令和3年1月1日現在）から、65歳以上の人口を都道府県別に出力します。
- ③ ①を②で除して8割を超える人数を都道府県別に計算し、これを用いて都道府県別に按分します。

（イ）調整力を補う観点から、都道府県別の第13クールの割当量が第12クールの割当量と比較して2割以上減少した都道府県であって、「配分されたワクチンの接種可能回数」が12歳以上人口に2回接種できる量の9割未満となる都道府県には、2割を超えて減少した数の半数に相当する量のうち、「配分されたワクチンの接種可能回数」との合計回数が9割に達するまでの回数を割り当てます。

「配分されたワクチンの接種可能回数」については、下記④及び⑤を都道府県ごとに合計して計算しています。

- ④ 既に分配実績及び配送計画のあるファイザー社ワクチンの総配分量として、下記の合計
 - ・ 医療従事者用に配送したもの
 - ・ 第1クールから第13クール、第14クールの基本枠・調整枠及び第15クールの基本枠として配送するもの
 - ・ 第15-2クールのうち、上記（ア）で配分するもの
- ⑤ 9月19日までの分配実績及び9月20日から10月10日までの配送計画のあるモデルナ社ワクチンの総配分量として、下記の合計
 - ・ 国（防衛省・自衛隊）が設置する大規模接種会場に配分するものを9月5日までにVRSへ入力されている被接種者の住所を用いて都道府県別に按分したもの
 - ・ 自治体が設置する大規模接種会場に配分するものを9月5日までにVRSへ入力されている被接種者の住所を用いて都道府県別に按分したもの。ただし、「武田/モデルナ社ワクチンの9月以降の接種体制につい

て」(令和3年8月19日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡)で新規申請のあった大規模接種会場に配送するもののうち、9月20日から10月10日までの配送計画量は、会場所在地の都道府県別に計上したものであり、VRSのデータを使用した按分は行わない。

- ・ 9月5日までに職域接種会場に配分したものを、9月5日までにVRSへ入力されている被接種者の住所を用いて都道府県別に按分したもの。ただし、9月6日以降の配送計画量は計上しない。

なお、接種対象人数当たりの供給率は、住民基本台帳年齢階級別人口(令和3年1月1日現在)を使用しています。

ファイザー社ワクチン第14～15-2クール（PF14～15-2）の配分スケジュール 別紙3

クール名称	納入希望の登録 【医療機関】	割当て期限 【国】	割当て期限 【都道府県】	確定処理期間 (データロック) 【国】	割当て期限 【市町村】	確定処理期間 (データロック) 【都道府県】	納入予定の 入力日 【ファイザー社】
第14クール 9,243箱	8/10(火)～ 8/18(水)15時	8/20(金)	8/24(火) 15時	8/24(火)	8/26(木) 12時	8/26(木) 20時	8/31(火) 配送： 9/13週 & 9/20週～
↓	第14クールの 希望施設を そのまま利用	8/27(金)	8/31(火) 15時	8/31(火)	9/2(木) 12時	9/2(木) 18時	9/7(火) 配送： 9/20週～
第14-2クール 1,557箱							
第15クール 9,173箱	8/23(月)～ 9/1(水)15時	9/3(金)	9/7(火) 15時	9/7(火)	9/9(木) 12時	9/9(木) 18時	9/14(火) 配送： 9/27週 & 10/4週～
↓	第15クールの 希望施設を そのまま利用	9/10(金)	9/14(火) 15時	9/14(火)	9/16(木) 12時	9/16(木) 18時	9/22(水) 配送： 10/4週～
第15-2クール 2,000箱							

前半週
希望調査
の
配送

Step 1

希望登録があった医療機関・接種施設のリストを自治体に展開

<送付時期>

第14クール 8/20(金)
第15クール 9/3(金)

Step 2

前半週に配送を希望する医療機関・接種施設と箱数をリスト化

<登録期限>

第14クール 8/25(水) 17時
第15クール 9/8(水) 17時

Step 3

リストを踏まえて、前半週に配送するようファイザー社が配送計画を作成

<納入予定を登録日>

第14クール 8/31(火)
第15クール 9/14(火)